

試験日 令和7年 7月 22日（火曜） 5時限

科目名 労働法A 担当者 三柴 丈典 法律学科 2学年以上

次の各問い合わせに対する解答またはカッコ内に入る語句として、最も適切な選択肢を1つ選び、該当する番号を解答用紙にマークせよ。

なお、解答用紙（マークシート）に解答以外のことを書いた場合、減点の対象となるので、注意して下さい。

配点（1）～（8）：3点 （9）～（27）：4点

＜幸福の経済学と労働問題＞

（1）失業に関する幸福の経済学の示唆として、適当でないものはどれか。

①マクロの（：たとえば国全体での）失業率の低下は、現在失業状態にない者にも失業不安を与え、幸福度を低下させることを示す研究がある。高失業地域などミクロの（たとえば一地域での）失業は、マクロの場合ほど幸福度を低下させないことを示す研究がある。

②一般に、企業が支払う補償金や失業保険などの社会保障給付によって生活を保障しても、雇用を継続するほどの幸福度は得られない。

③ドイツやスウェーデンでは、高年齢層の失業率が高いと、その国の労働者全体の幸福度の低下を招く傾向がみられる。

④一般に、危険回避度が高い人物（いわゆる「びびりや」さん）は、相対的に幸福度が低い傾向があり、解雇によるショックをより大きく受ける可能性がある。

（2）所得や（広い意味での）報酬に関する幸福の経済学の示唆として、適当なものはどれか。

①金銭、持ち物など物質主義に固執する人物は、良好な社会的関係などに比べれば、目的を達し易いため、幸福度が高くなり易いと指摘する研究がある。

②マズローは、人間の欲求を、低次元なものから、生存⇒安全・安心⇒集団所属⇒尊厳・承認⇒自己実現の5段階があり、低次元な欲求が満たされなくとも、それより高次元なものを求める傾向がある旨を述べた。

③一般に、国内の所得格差は国民の幸福度を低下させるが、価値観や思想、基本的な豊かさの影響も受ける。

④今のところ、自己尊重、自己コントロール、楽観主義などの認識バイアスが個人の所得に影響を与える可能性を示唆する分析は見当たらない。

（3）幸福の経済学が示唆する就労者の職務満足感を高める要素として、必ずしも適当でないものはどれか。

①管理職からのサポート

②育児・介護休暇の充実

- ③保有する技能の発揮
- ④身体の安全
- ⑤賃金以外の報酬（組織内での評価や尊敬など）の上昇
- ⑥厳格な労働時間管理

＜懲戒処分＞

（4）（　）事件最3小判昭和54年10月30日は、企業が何らかの懲戒処分を行うに際し、就業規則にその事由と手段を明記し、それに従ってなす必要を説いたリーディングケースである。

- ①東京中央郵便局
- ②国鉄札幌運転機関区
- ③電電公社帯広電報電話局
- ④日産自動車

（5）カッコ内に入るものの説明として適當なものを選択せよ。

懲戒処分は、就業規則による懲戒事由と手段の明記、職場秩序の紊乱が基本的要件となるが、それ以外に（　）との関係で法的制約がかかり得る。

- ア 労基法第91条（減給制限規定）
- イ 就業規則の合理性の観点での制限的解釈
- ウ 精神疾患の影響等にかかる本人の有責性
- エ 雇用契約上の忠実義務
- オ 採用の自由
- カ 労働協約上の事前協議条項
- キ 懲戒権濫用法理
- ク 懲戒事由を定める就業規則条項の合理性
- ケ 一事不再理、不溯及など国の刑法・刑事訴訟法上の原則（の類推適用）

アからキのうち、

- ①全て当てはまる
- ②1つ当てはまらない
- ③2つ当てはまらない
- ④5つ当てはまらない
- ⑤全て当てはまらない

(6) 採用の際の病歴の虚偽申告や秘匿に対する懲戒処分は、()。

①応募者のプライバシー権により、すべて違法となる

②それを直接の根拠として行うことはできないが、現に難治性疾患にり患しており、それゆえに所定業務の遂行に支障が生じる場合に、雇用継続の可能性を充分に探ったうえであれば、休職、解雇等の不利益処分を下すことは必ずしも否定されない

③原則として合法となる。ただし、採用時に詐称や秘匿があつても、採用後に治癒し、所定業務を遂行できるようになっていれば、遡っての処分は違法となる

④原則として合法となる。また、採用時に詐称や秘匿があつた以上、たとえ採用後に治癒したとしても、労働者との雇用契約は採用時点に遡って無効となり、以後の賃金は不当利得として返還請求の対象となる

(7) 電電公社目黒電報電話局事件最三小判昭52年12月13日によれば、政治的なプレートを着用しての就労は、()。

①職場内の政治活動にあたり、従業員間の政治対立を招いたり、自他の職務遂行に支障をきたすおそれがあるなど、企業秩序維持に支障をきたすおそれが強い。しかし、公社法の定める公社職員の職務専念義務違反は、実害が発生する蓋然性が高い場合でなければ成立せず、本件はそれに該当しない

②職場内の政治活動にあたる面もあるが、即座に従業員間の政治対立を招いたり、自他の職務遂行に支障をきたすとは限らず、それのみをもって企業秩序維持に支障をきたすものとはいえない。他方、公社法の定める公社職員の職務専念義務違反は、実害の発生を要件とはせず、精神面で注意力の全てを職務に向けていなければ成立するので、本件もそれに該当し得る

③職場内での政治活動にあたり、従業員間の政治対立を招いたり、自他の職務遂行に支障をきたすおそれがあるなど、企業秩序維持に支障をきたすおそれが強い。また、公社法の定める公社職員の職務専念義務違反は、たとえ実害が発生しなくとも、精神面で注意力の全てが職務に向けられていなければ成立するので、本件もそれにも該当し得る

＜成果主義賃金制度＞

(8) 1990年代頃から日本企業の多くで導入され始めた成果主義賃金制度が志向した目標ではあるが、徹底すると雇用契約の性質から離れるリスクがあるものはどれか。

①労働時間と賃金の関係を切断する

②潜在能力よりも顕在能力を評価する

③長期決済型から短期決済型へと仕組みを変更する

④賃金の下方硬直性を修正する

⑤相対評価傾向を絶対評価傾向へ改める

(9) 就業規則の新設・変更による成果主義賃金制度の導入にかかる事件に適用さるべき法条として最も適当なものはどれか。

①労働基準法第91条

②労働基準法第3・5条

③労働契約法第12条
⑤労働組合法第20条

④労働契約法第7・9・10条
⑥労働組合法第13・15条

(10) アーク証券事件東京地裁平成12年1月31日判決は、被告会社における一般的な職能資格制度から昇減給を当然に予定する制度への変更について、()と判断した。

①それまでの安定した地位を失い、かつ多数の労働者が降格や賃金減少の不利益を受けていることなどから、不利益変更に当たり、従前の判例法理に照らして違法である

②降格や賃金減少の不利益を受けている者は少数だが、原告はそれまでの安定した地位を失うことなどから、不利益変更に当たり、従前の判例法理に照らして違法である

③従前の制度も新設された制度も実質的に成果型賃金制度であることに変わりはなく、そもそも不利益変更に当たるとはいえず、合法である

④現代においては高度の必要性が認められる合理的な変更であり、合法である

(11) エーシーニールセン・コーポレーション事件（東京地裁平成16年3月31日判決）では、成果主義賃金制度の新たな導入による降給の合理性（適法性）判断に際し、()と判示した。

①「もとより、就業規則等による労働契約の内容として、成果主義による基本給の降給が定められていても、使用者が1賃金支払い期に支払われる賃金総額の1割以上に及ぶ基本給の降給を決定することは許されない。その過程においては、制度の構築への労働者の代表の関与が必要であり」、また「本人同意が必要である」

②「もとより、就業規則等による労働契約の内容として、成果主義による基本給の降給が定められていても、使用者が本人同意なく基本給の降給を決定することは許されない。その過程においては、制度の構築への労働者の代表の関与が必要であり」、また「元の賃金格付けへの復帰に必要な条件の呈示が必要である」

③「もとより、就業規則等による労働契約の内容として、成果主義による基本給の降給が定められていても、使用者が恣意的に基本給の降給を決定することは許されない。その過程においては、制度の構築への労働者の代表の関与が必要であり」、また「元の賃金格付けへの復帰に必要な条件の呈示が必要である」

④「もとより、就業規則等による労働契約の内容として、成果主義による基本給の降給が定められていても、使用者が恣意的に基本給の降給を決定することは許されない。その過程においては、制度の仕組み自体の合理性が必要であり」、また「公正な手続が必要である」

(12) 日本システム開発研究所事件（東京高判平成20年4月9日）では、無期限雇用における年俸制において、労使間で新年度の賃金額について合意が成立しない場合、()、とされた。

する

①最低賃金法に定める最低賃金が保障されるにすぎない
②労基法第15条、第89条の趣旨に照らし、年俸額決定基準・手続、減額の限界の有無、不服申立手続等が制度化されて就業規則等に明示され、その内容が公正な場合に限り、使用者に評価決定権があり、それが認められない場合には、最低賃金法に定める最低賃金が保障されるにすぎない

③労基法第15条、第89条の趣旨に照らし、年俸額決定基準・手続、減額の限界の有無、不服申立手続等が制度化されて就業規則等に明示され、その内容が公正な場合に限り、使用者に評価決定権があり、それが認められない場合には、前年度の年俸額が次年度にスライド

④同一価値労働を行っている他の労働者の当該年度の年俸額や当該年度の月俸や賞与を併せた金額が保障される

⑤同一労働を行っている他の労働者の当該年度の年俸額や当該年度の月俸×12ヶ月の金額が保障される。

⑥前年度の年俸額から10分の1を超えて減額とならない範囲で使用者が決定した金額が保障される

⑦前年度の年俸額から10分の1を超えて減額とならない範囲で裁判所が決定した金額が保障される

(13)使用者による労働者の人事考課については、当初は(あ)とする説が一般的であったが、成果主義賃金制度の一般化に際して、賃金を(い)の価値の表現と捉え、(い)の尊重配慮の観点から、適性評価が使用者に義務づけられるとする説や、①公正な制度の整備・開示、②当該制度に基づく公正な評価の実施、③評価結果の開示・説明、④苦情処理制度の整備等を内容とする公正評価義務説などが唱えられ、労働法学上の有力説となっている。

このうち後者の説は、公正評価義務を(う)の一環と理解することにより、不当な人事考課について、債務不履行に基づく損害賠償請求権を導くだけでなく、(え)などを導くものと立論できるところに、狙いと特徴があると解される。

①あ 形成権の行使

い 労使間の契約

う 契約（債権債務法）上の付随義務

え 履行請求（権）

②あ 形成権の行使

い 労働者人格

う 契約（債権債務法）上の付随義務

え 名誉毀損に基づく謝罪広告

③あ 形成権の行使

い 職業的能力

う 契約（債権債務法）上の本来的な給付義務

え 履行請求（権）

④あ 事実行為

い 労働者人格

う 不法行為法上の注意義務

え 差止め請求（権）

⑤あ 事実行為

- い 職業的能力
- う 契約（債権債務法）上の本来的な給付義務
- え 履行請求（権）

⑥あ 事実行為

- い 職業的能力
- う 不法行為法上の注意義務
- え 妨害排除請求（権）

＜解雇規制法論＞

（14）民法（あ）条は、有期労働契約の当事者が所定の契約期間の満了時に契約更新手続きをとらず、そのまま就労を継続し、させた場合の解約について、（い）が適用されると定めているが、現在の判例や有力説は、（う）と解している。

①あ 627 い 民法628条 う この定めをもって有期雇用が無期限雇用に転化する

②あ 627 い 労基法18条 う この定めをもってしても、有期雇用が無期限雇用に転化するとはいえない

③あ 628 い 労基法18条 う この定めをもって有期雇用が無期限雇用に転化する

④あ 628 い 労基法18条 う この定めをもってしても、有期雇用が無期限雇用に転化するとはいえない

⑤あ 629 い 民法627条 う この定めをもってしても、有期雇用が無期限雇用に転化するとはいえない

⑥あ 629 い 民法627条 う この定めをもって有期雇用が無期限雇用に転化する

（15）労働基準法第20条を遵守（）。

①すれば、使用者による労働者の解雇は無条件に合法となる。

②すれば、使用者による労働者の普通解雇は合法となるが、整理解雇については、別に労働契約法第22条の要件を充たす必要がある。

③しても、労働契約法第16条との関係で民事上の制約がかかり、両規制の水準には相当のギャップがある。

④しても、理論上、労働契約法第16条との関係で民事上の制約がかかるが、実際には殆どの場合に解雇の客観的な合理性と社会的相当性が推定される。

(16) 労基法20条の法的効果に関するいわゆる有効説の立場では、同条違反は労基法19条(あ)、労基法114条(い)、解雇の私法的効果(う)の法的効果をもたらすことになる。

①あ 原則として不適用(使用者が即時解雇に固執する場合のみ適用) い 解雇通知時点での適用可能性あり う 20条との関係では、通知後30日を経過するか法定予告手当を支払った時点から有効

②あ 原則として不適用(使用者が即時解雇に固執する場合のみ適用) い 原則として不適用(使用者が即時解雇に固執する場合のみ適用可能性あり) う 20条との関係では、通知後30日を経過するか法定予告手当を支払った時点から有効

③あ 解雇通知時点で適用 い 解雇通知時点で適用可能性あり う 有効

④あ 解雇通知時点で適用 い 解雇通知時点で適用可能性あり う 無効

(17) 就業規則に規定されていない事由に基づく解雇()。

①でも、社会通念上の相当性さえあれば、規定されている場合と同様に認められる

②でも、客観的に合理的な理由さえあれば、規定されている場合と同様に認められる

③は、客観的に合理的な理由がないとみなされ、原則として全て違法無効となる

④は、客観的に合理的な理由がないとの推定を受ける可能性が高まるが、客観的に合理的な理由と社会通念上の相当性があれば、必ずしも許されないわけではない

(18) 従来の裁判例が解雇の正当性を比較的容易に認める傾向にあった例として適当なものを、次のうちから1つ選択せよ。

①中途採用した労働者が会社の職場風土になじめず、部下や上司との人間関係が悪化した場合

②人事考課で2期連続して下10分の1の評価となった場合

③実際に長期間優れた成績を残して来た者に重要な経歴詐称が発覚した場合

④当該労働者が勤務する部門が赤字を計上した場合

⑤疾病り患により配置可能な業務が限られる場合

(19) 日本の労働裁判例は、従来、一般に、解雇や(あ)などの問題については、使用者に厳しい立場をとり、他方、査定(人事考課)や配置転換など(い)に関する問題については、緩やかな立場をとったといえる。また、非正規雇用形態の採用についても、比較的緩やかな立場を探ってきたといえ、これらは総じて日本型雇用慣行の反映と解することもできる。

しかし、例えば解雇でも、整理解雇については、従前の裁判例が形成してきた4要件を(う)に転換し、特に(え)を重視する判例が出る一方、成果主義賃金制度の下での賃金決定のあり方における(お)を重視する判例が出るなど、徐々にその様相が変化しつつあることが伺える。

- | | | |
|--------------|------------|-------|
| ①あ 賃金の減額 | い 契約条件の変更 | う 3要件 |
| え 被解雇者選定の合理性 | お 使用者の自由裁量 | |
| ②あ 賃金の減額 | い 契約条件の変更 | う 3要素 |
| え 被解雇者選定の合理性 | お 使用者の自由裁量 | |
| ③あ 賃金の減額 | い 契約条件の変更 | う 4要素 |
| え 解雇回避努力 | お 手続的理性 | |
| ④あ 安全衛生 | い 身分変動 | う 3要件 |
| え 解雇回避努力 | お 使用者の自由裁量 | |
| ⑤あ 安全衛生 | い 一般人事 | う 4要素 |
| え 解雇に至る手続き | お 手續的理性 | |
| ⑥あ 安全衛生 | い 一般人事 | う 3要件 |
| え 解雇に至る手続き | お 手續的理性 | |

(20) 最近の判例（東芝事件最2小判平成26年3月24日、原審：東京高判平成23年2月23日）は、業務上の事由によりうつ病にり患した労働者が、欠勤が通算で1年3か月弱、休業が通算で1年7か月程度に及んでいたところ、使用者により会社所定の休職期間が満了することを理由に解雇された事案について、当該労働者の解雇（あ ）と判断した。

なお、この点について、原審（い ）。

- | | |
|--------------------------|-------------------------|
| ①あ は労基法19条1項等に反し、認められない | い も同じ判断を示していた |
| ②あ は労基法19条1項等に反し、認められない | い は一定の金銭賠償の支払いを前提に認められる |
| ③あ は一定の金銭賠償の支払いを前提に認められる | い も同じ判断を示していた |
| ④あ は一定の金銭賠償の支払いを前提に認められる | い は無条件に認められるとしていた |
| ⑤あ も認められる | い は一定の金銭賠償の支払いを前提に認められる |
| ⑥あ も認められる | い も同じ判断を示していた |

＜約款論＞

(21) ドイツの法律や判例は、約款を使用した契約の効力について、契約の原則論の活用により、契約の公正を図ろうとした。

具体的には、当事者による（あ ）のみではなく、（い ）が認められる契約にのみ、個別的合意の存在を認める立場をとっている。例えば連邦通常裁判所1976年12月15日判決は、不動産取引にかかる販売委託契約約款の法的効力について論じる中で、約款使用者に、自己の約款を（う ）があり、かつ（え ）ことが必要、との考え方を示している。まさに（い ）を重視する考え方と解される。

- ①あ 締約の自由 い 内容形成の自由 う 説明する用意
 え 実際に取引相手に口頭で説明する
- ②あ 締約の自由 い 内容形成の自由 う 変更する用意
 え 取引相手がそのことを契約交渉の際に知っている
- ③あ 内容形成の自由 い 締約の自由 う 説明する用意
 え 取引相手がそのことを契約交渉の際に知っている
- ④あ 内容形成の自由 い 締約の自由 う 変更する用意
 え 実際に取引相手に口頭で説明する

(22) ~ (24)

高松高裁昭和57年9月13日判決は、

- ・X（信販会社）－<代金立替払契約>－Y（欠陥機械の購入者）
- ・Y（欠陥機械の購入者）－<売買契約>－訴外A（欠陥機械の販売者）
- ・訴外A（欠陥機械の販売者）－<加盟店契約>－X（信販会社）

という3面的な契約関係下で、Yが訴外Aから購入した機械の重大な欠陥を理由に訴外Aとの売買契約を解約し、Xへの約定割賦金の支払いを行わなかったところ、Xより、代金立替払契約に用いられた約款にある(22)条項に基づき、当該金員の支払いを求められたという事案について、次のように述べた。

「本件立替払契約は本件機械の売買と法律上は別個でも取引上では密接不可分の関係にあって、この立替払契約にあたり、Xの代行者のAが本件機械の用途に走行安全上の支障欠陥があることをY方に告げず、Y方がその安全性を信用して、本件立替払契約を成立させたのに、AとXは別人で・・・(22)条項・・・がある故を以てY方がXにこの支障欠陥を主張できないことまで考えてY方がこの合意をしたとは思えず、Aの言辞をY方がそのまま信用したことにして重過失があるとはいえないこと・・・・・・にかんがみると、この・・・(22)条項・・・の合意を根拠として、本件機械の用途上の前記欠陥につきXらの・・・(22)条項・・・の効力を認めるのは、取引上の(23)といわねばならない」（一部改変）。

(22) ①抗弁権接続

②抗弁権切断

③権利留保

④損害賠償額予定

(23) ①公序良俗に反する

②信義則に反する

③社会的規範に反する

④権利濫用に当たる

(24) 上記の下線部の趣旨を示すのに最も適当なものはどれか。

①民法上の任意法規違反の指摘

②民法上の強行法規違反の指摘

③意思の欠缺による採用合意の否定

④契約解釈レベルでの操作

⑤割賦販売法違反の指摘

⑥特定商取引法違反の指摘

(25) 日本の大審院大正4年12月24日判決は、行政の認可を受けた保険契約約款の法的効力について、「苟モ当事者双方が普通保険約款ニ依ラサル旨ノ意思ヲ表示セスシテ契約シタルトキハ（あ）ナキ限り其約款ニ（い）ノ意思ヲ以テ契約シタルモノト（う）ヘク・・・・・仮令契約ノ当時其約款ノ内容ヲ（え）セサリシトキト雖モ一応之ニ（い）ノ意思ヲ以テ締結シタルモノト（う）ヲ当然トス」、と述べている。

- | | | | |
|-------|--------|-------|------|
| ①あ 反証 | い 依ル | う 推定ス | え 知悉 |
| ②あ 反証 | い 依ラサル | う 看做ス | え 説明 |
| ③あ 特約 | い 依ル | う 看做ス | え 説明 |
| ④あ 特約 | い 依ラサル | う 推定ス | え 知悉 |

＜就業規則論＞

(26) 国法、労働協約、就業規則、労働契約の一般的な関係を端的に示したものとして最も適当なものはどれか。

- ①国法（強行法規）>労働協約>就業規則>労働契約>国法（任意法規）

ただし、就業規則が労働契約に優先するのは、就業規則が労働契約より労働者にとって有利な事柄を定めている場合に限られる。

- ②国法（強行法規）>労働協約>就業規則>労働契約>国法（任意法規）

ただし、就業規則が労働契約に優先するのは、就業規則が労働契約より労働者にとって有利な事柄を定めている場合と合理的な定めを置いている場合に限られる。

- ③労働協約>国法（強行法規）>就業規則>労働契約>国法（任意法規）

ただし、就業規則が労働契約に優先するのは、就業規則が労働契約より労働者にとって有利な事柄を定めている場合と合理的な定めを置いている場合に限られる。

- ④就業規則>労働協約>労働契約>国法（強行法規）>国法（任意法規）

ただし、就業規則が労働協約と労働契約に優先するのは、就業規則が労働協約と労働契約より労働者にとって有利な事柄を定めている場合と合理的な定めを置いている場合に限られる。

(27) 労働基準法上の就業規則に関する規定の説明で適当なものはどれか。

①講学上、労働基準法第89条第1項第1号～第3号所定の事項を就業規則の相対的必要記載事項、同じく第3号の2～第10号所定の事項を就業規則の任意記載事項と呼んでいる。

②講学上、労働基準法第89条第1項第1号～第3号所定の事項を就業規則の相対的必要記載事項、同じく第3号の2～第10号所定の事項を就業規則の絶対的必要記載事項と呼んでいる。

③講学上、労働基準法第89条第1項第1号～第3号所定の事項を就業規則の絶対的必要記載事項、同じく第3号の2～第10号所定の事項を就業規則の任意記載事項と呼んでいる。

④講学上、労働基準法第89条第1項第1号～第3号所定の事項を就業規則の絶対的必要記載事項、同じく第3号の2～第10号所定の事項を就業規則の相対的必要記載事項と呼んでいる。